

## 第4節 認知症の方を支える体制の整備

全国の65歳以上の高齢者の約1割が日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）以上の認知症高齢者であると推計されており、その数は今後も増加が見込まれています。

認知症においては、「家族が認知症になったことを知られたくない」、「認知症かもしれないが認めたくない」といった心理が、結果的に早期対応や地域における認知症ケアを困難にしていることから、認知症という疾患に対する正しい理解を広げていくとともに、認知症予防の強化や、正しいケアの流れの確立を急ぐ必要があります。

本市においては、これまでも「認知症ケア・地域ネットワーク事業」（88ページ参照）による認知症専門医療機関と連携した対応支援や、「もの忘れ健診」（88ページ参照）による早期発見の取組を行ってきたところではありますが、こうした取組を基礎としながら、新たに設置する「認知症施策推進委員会（仮称）」を中心として認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を多面的に検討していくなど認知症の方を支える体制の整備を推進していきます。

### 1 認知症の方の在宅生活を支える施策の推進

認知症は、その症状が進行することにより、日常生活に支障をきたす恐れがあることから、まずは、認知症予防に積極的に取り組み、市民に対し認知症の方を支えるサービスを体系的に周知していくとともに、認知症への早期対応の仕組みを構築していくなど、認知症の方が在宅生活をできる限り継続することができる環境づくりを推進していきます。

#### (1) 認知症予防施策の強化

「認知症には予防から取り組む」という考えを市民にさらに広め、効果的な認知症予防につなげることで、認知症高齢者数を抑制する取組を推進していきます。

##### ア 認知症予防教室の開催

適度な有酸素運動の導入など、介護予防事業等の検証を進め、地域包括支援センターなどにおいて、より効果的な認知症予防教室を開催していきます。

##### イ 認知症疑いの高齢者を予防につなげる仕組みの構築

もの忘れ健診や地域の医療機関における診療機会等において認知症又は軽度認知障害（MC I（正常と認知症の中間の人））の疑いありとされた高齢者について、着実に認知症予防につなげていく仕組みを構築していきます。

## (2) 認知症ケアパスの作成と普及の推進

認知症を発症したときから、生活機能障害（※）が進行していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス（認知症ささえあいガイドブック（仮称））」を作成し、認知症の早期発見後のケアサービスをはじめ、生活機能障害に応じた各種サービスを体系的にわかりやすく紹介するとともに、認知症の方を地域でいかに支えていくかを明示します。

※生活機能障害：筋骨格系、心肺機能、認知精神機能において、これらの日常生活動作を支えるために必要な最低限の能力を保てなくなった結果生じる、生活能力の障害をいう。

## (3) 認知症初期集中支援チームの設置

医療・介護の専門職により構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していきます。

## 2 地域で認知症の方を支える施策の推進

認知症の方やその家族が住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、認知症に対する理解や知識を深め、地域ぐるみで支えていく体制を整えていきます。

### (1) 認知症カフェの開設

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる集い場、認知症についての学びの場として「認知症カフェ」を開設し、認知症の方やその家族等に対する支援を行います。

### (2) 認知症地域支援推進員の配置

「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センター等に配置し、認知症の方を支える地域の社会資源の把握を進め、及び必要な社会資源の整備につなげていくとともに、担当する地域の実情に応じて、認知症高齢者支援のネットワークの構築等に取り組みます。

### (3) 認知症サポーターの養成及び認知症サポーター認定所の拡大

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けをする人としての「認知症サポーター」の養成の対象者を、若年層等にも範囲を広げていくとともに、認知症サポーターの中から地域で中心となって活動する「認知症サポートリーダー（仮称）」の育成を検討します。

また、小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として認定する「認知症サポーター認定所」の認定をさらに増やしていきます。（図 20）

■表 28 認知症サポーター養成目標量

区 分	H25 年度 までの実績	H26 年度 見込み	H27 年度	H28 年度	H29 年度
認知症サポーター(人)	9,121	1,500	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター認定所(箇所)	592	10	10	10	10

■図 20 認知症サポーター認定所のステッカー



### 3 認知症の方を支える連携体制の構築

認知症の方一人ひとりの状態にあった適切なケアを行うため、専門的な知識を有する保健・医療・福祉の多職種間連携を推進します。

また、認知症高齢者の見守り体制の充実を図っていきます。

#### (1) 認知症ケア・地域ネットワークの活用

認知症ケア・地域ネットワーク事業として取り組んでいる「認知症専門医相談」、「認知症情報連絡会議」を通じ、本市と地域包括支援センター及び認知症専門医療機関との連携体制の充実を図っていきます。

#### (2) 認知症高齢者の見守り体制の充実

認知症の高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターを中心とした 24 時間体制での相談支援を充実させるとともに、地域住民、地域包括支援センター、行政、警察、その他の団体が連携し、認知症高齢者の見守り体制を強化していきます。

## 4 若年性認知症の方の状況に合わせたサービスや制度の周知

若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）については、一般的に診断から介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長い傾向が見られ、本人や家族からは「診断されたが、どこに相談したら良いのか分からない」などの意見が聞かれます。また、若年性認知症の方や関係者等が地域で交流できる居場所が不足している状況にもあります。

そのことから、若年性認知症の相談窓口を設置し、本人の状態に応じ、就労支援、障害福祉サービスの活用、インフォーマルサービスの活用など適切な支援施策を周知していくとともに、本人や関係者等が交流できる居場所づくり、社会参加等の支援にも取り組んでいきます。

### (1) 若年性認知症の方とその家族の相談窓口の設置

地域包括支援センターや市役所などにおいて、認知症の方をはじめその家族が気軽に相談できる相談窓口を充実させ、その周知を図ります。

### (2) 若年性認知症の方を支えるサービスや制度の周知

若年性認知症の方が就労時から利用できる制度もあることから、介護保険制度に縛られることなく、その人の状況に合わせて、適切と思われるサービスや制度が利用できるような周知を行っていきます。

### (3) 認知症カフェの開設（再掲）

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる集い場、認知症についての学びの場として「認知症カフェ」を開設し、認知症の方やその家族等に対する支援を行っていきます。

## 【関連事業等】

### 認知症ケア・地域ネットワーク事業

認知症ケア・地域ネットワーク事業として、地域住民の介護相談やケアマネジャーの相談窓口となる地域包括支援センターと認知症専門医療機関との連携を図るため、認知症の方を医療につなぐ「認知症専門医相談」や「認知症関連施設空床情報」の提供、認知症の実務担当者が情報交換等を行う「認知症情報連絡会議」の開催等の取組を行っている。

### もの忘れ健診

もの忘れ健診は、認知症や軽度認知障害の傾向が見られる高齢者の早期発見、早期治療を目的として、特定の年齢の高齢者に対し、すこやか検診に併せて実施している。